

議案第 29 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

篠栗町長 三 浦 正

（提案理由）

繰上充用に伴う令和 2 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について、議会の承認を求めるものである。

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月25日

篠栗町長 三 浦 正

令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計 補正予算（第1号）

令和2年度篠栗町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,199千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,858,183千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月25日専決

篠栗町長 三 浦 正

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	諸収入	6,310	85,199	91,509
	4 雑入	3,205	85,199	88,404
	歳 入 合 計	2,772,984	85,199	2,858,183

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	前年度繰上充用金	1	85,199	85,200
	1 前年度繰上充用金	1	85,199	85,200
	歳 出 合 計	2,772,984	85,199	2,858,183

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
7 諸収入	千円 6,310	千円 85,199	千円 91,509
歳入合計	2,772,984	85,199	2,858,183

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源	一般財源		
	千円	千円	千円	国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	千円
9 前年度繰上充用金	1	85,199	85,200				85,199
歳 出 合 計	2,772,984	85,199	2,858,183	0	0	0	85,199

2 歳 入

7 款 諸収入

85,199千円

4 項 雑入

85,199千円

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 雑入	千円 2	千円 85,199	千円 85,201	2 歳入欠かん補 填収入	千円 85,199	歳入欠かん補填収入 千円 85,199
計	3,205	85,199	88,404			

3 歳 出

9 款 前年度繰上充用金

85,199千円

1 項 前年度繰上充用金

85,199千円

目	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳					節		説明	
			計	特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 前年度繰上 充用金	千円 1	千円 85,199	千円 85,200	千円	千円	千円	千円 85,199	22 補償補填及び 賠償金	千円 85,199	・住民課 ○保健・医療対策の推進 22 補償補填及び賠償金 前年度繰上充用金	千円 85,199 85,199 85,199
計	1	85,199	85,200	0	0	0	85,199				